

「Go To トラベル事業」の実施に係る
緊急要請書

新型コロナウイルス感染症対策本部長
安倍 晋三 様

内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

観光庁長官 田端 浩 様

令和2年7月16日

長野県

新型インフルエンザ等対策特別措置法上、新型コロナウイルスへの対処に関する全般的な方針や対策の実施に関する重要事項については、政府対策本部長が学識経験者の意見を聴いた上で、基本的対処方針として定めることとされている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策に関する政府の公式かつ基本的な考えは、5月25日の基本的対処方針を最後に明確には示されていない。その後、全国における新規感染者数は急増しており、状況は大きく変化している。

本県では県内経済の再生を図るため、国が7月22日から一部開始する「Go To トラベル事業」と連動した切れ目ない対策を予定しており、本県としても観光振興には全力で取り組む決意である。

今後も感染防止策と経済活動の両立が図られるよう、下記の点について緊急に要請する。

記

- 1 政府対策本部においては、現下の状況を踏まえて速やかに基本的対処方針を改定し、都道府県をまたぐ移動や観光についての政府の方針を明確にするとともに必要な対策を講じること。
- 2 感染拡大を防止するための都道府県境をまたいだ移動の抑止については、全国的な観点から国が責任を持って対応すること。
- 3 「Go To トラベル事業」については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて段階的に誘客対象地域を広げていくなど、全国的な感染拡大につながるようなことがないようにすること。

長野県知事 阿部 守一